

平成 2 5 年 第 1 0 回 定 例 会  
( 第 2 日 目 )

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 25 年第 10 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 25 年 12 月 9 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 25 年 12 月 18 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 25 年 12 月 18 日 午後 0 時 2 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	林伸行	○
総務課長	竹俣信行	○	生涯学習課長	伊藤同	○
総務課主幹	松橋正樹	○	生涯学習課主幹	佐藤美則	○
総務課主幹	齊藤昭一	○	学校給食センター主幹	成田信雄	○
住民企画課長	鴫田憲治	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
住民企画課参事	石橋吉伸	○	農業委員会事務局次長	川口昌志	○
住民企画課主幹	横山智	○	選管局長	竹俣信行	○
住民企画課主幹	伊藤泰広	○	選管次長	松橋正樹	○
保健福祉課長	山田英孝	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
保健福祉課主幹	石川篤	○			
特養園長	徳田博一	○			
特養主幹	五十嵐正美	○			
産業振興課長	深田知明	○			
産業振興課主幹	川口昌志	○			
建設課長	江草智行	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
会計管理者	房田敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	小野寺祥裕	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	小泉政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 茂呂竹裕子 6番 藤原 英男
2			諸般の報告	
3	議案	96	津別町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
4	〃	97	津別町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	98	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	99	津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	100	津別町税外諸収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	101	津別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	102	津別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	103	津別町公園条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	104	契約の締結について（体験交流施設新築工事）	
12	〃	105	平成25年度津別町一般会計補正予算（第8号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
1 3	議案	106	平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
1 4	〃	107	平成 25 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 5	〃	108	平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
1 6	〃	109	平成 25 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
1 7	〃	110	平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
1 8	〃	111	平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
1 9	意見書案	11	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について	
2 0	〃	12	平成 26 年度地方財政の確立を求める意見書について	
2 1	〃	13	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書について	
2 2	〃	14	日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書について	
2 3	〃	15	平成 26 年度畜産物価格決定等に関する意見書について	
2 4	報告	16	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
2 5	〃	17	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
2 6	〃	18	平成 25 年度定例監査の報告について	
2 7	〃	19	例月出納検査の報告について（平成 25 年度 10 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

5 番 茂 呂 竹 裕 子 さん      6 番 藤 原 英 男 君

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付しましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 96 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 96 号 津別町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 4、議案第 97 号 津別町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第 37 の

規定により一括議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第96号 津別町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4、議案第97号 津別町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第96号から順次説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(竹俣信行君) ただいま上程されました議案第96号及び議案第97号につきましては昨日提案理由の説明を申し上げましたが、地域主権改革一括法により地方公務員法が改正されることに伴い、次の2件の条例の一部を改正しようとするものであります。

はじめに、議案第96号の津別町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明させていただきます。なお、修学部分休業とは、職員みずからの意思で任命権者の資金的な援助を受けることなく能力の向上に資する学習を行うために休業することです。

それでは、お配りしております資料の1ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正は条例第2条第3項の「条例で定める期間は、」の「期間」の前に「修学に必要と認められる」という文言を加え「条例で定める修学に必要と認められる期間は、」に改めるものであり、平成26年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第97号の津別町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。なお、高齢者部分休業とは、高齢の職員の中には、肉体的、精神的または家庭の事情などによって勤務時間を減じることを希望するものも想定されることから設けられた制度です。

それでは、資料の2ページの新旧対照表をご覧ください。改正の内容は、条例第2条第2項の「条例で定める期間は、5年」を「高年齢として条例で定める年齢は55歳」

として年齢を定めるものであり、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上説明をさせていただきましたので、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと求めます。

議案第96号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第97号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第96号及び議案第97号の2件については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第98号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第98号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第98号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

説明資料によりご説明申し上げますので、資料の3ページをお開き願いたいと思います。改正する目的と改正内容ですが、現在国保税の普通徴収の納期は7期に分けております。この納期の金額は、千円未満の端数があるときは、最初の1期にその端数を持っていくことになっています。これは中ほどの参考として記載をしておりますが地方税法第20条の4の2の条文を載せておりますが、この条文に基づき端数を1期に持ってきているところがございます。例として7割軽減の場合を載せていますが、年額が右端になります1万8,700円、これを7期で割りますと2,814円となり、2期以降は千円未満を切り捨てをしますので2,000円となり、その千円未満の端数を1期に持っていきますと1期分が6,700円と1期のお金が多くなっていた現状があります。今回の改正は、端数を千円未満から百円未満にすることで各期の金額が均等化され納付しやすくするものであります。先ほどの例でいいましたら改正後になります百円未満にすることで1期が3,100円、2期以降が2,600円と均等化されるものであります。これは先ほど見た地方税法の条文の後半になります、ただし書きにあるとおり条例でこれと異なる定めをしたときは、この限りでないとしております。そういうことで条例に百円未満の端数は百円未満ということで定めをするということになります。

二つ目の新旧対照表のとおり第12条に新たに第3項を新設をいたしまして、百円未満の端数として定めるものであります。

施行期日は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第98号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第99号

○議長(鹿中順一君) 日程第6、議案第99号 津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(山田英孝君) ただいま上程となりました議案第99号 津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

説明資料に基づきましてご説明いたします。4ページをお開き願いたいと思います。改正内容ですが、9月の定例議会で議決をいただきました後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、その改正内容に変更が必要なことから今回改正をお願いするものであります。

まず、9月議会での改正内容は、後期高齢者医療に関する保険料の延滞金割合を、低金利状況など納税者の負担を軽減する観点から行われる国税における延滞税の観点で見直しし改正を行ったものであります。今回改正をお願いする部分は9月で改正した条文では、附則の第3条が延滞金の割合の特例を定めており、この第3条を改めるところを、改正した内容を第4条として新設をしたため、四角で囲ってありますが、延滞金の割合の特例が第3条と第4条の条文が重複することになり、今回改めて条例

の一部改正をお願いをするものであります。

附則の年月日は公布の日から施行するとし、先に制定をした条例の施行年月日が平成 26 年 1 月 1 日なので、その前に施行するというものであります。

以上、同じ内容の改正を再びお願いすることになったことにおわびを申し上げ、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 99 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 100 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 100 号 津別町税外諸収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課横山主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 100 号 津別町税外諸収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

改正理由につきましては、先の提案理由でも申し上げましたが、資料に基づき説明

していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、説明資料5ページをご覧くださいと思います。1の改正の背景につきましては、現在の低金利にある社会経済情勢に合わせ、納税者の負担を軽減する観点から地方税法の一部を改正する法律が国税の延滞税利率の見直しに準じ、平成25年3月30日に公布されたところであります。また、津別町税条例につきましても5月臨時会において同様の改正がされ、平成26年1月1日から施行されることとなっていることから税外諸収入金の延滞金の利率についても見直しを行うものであります。

2の内容ですが、延滞金の率の本則14.6%はそのままとしながらも、特例を新たに設けるものであります。下段の表、「改正のイメージ」をご覧くださいと思います。財務大臣が告示する短期貸出約定金利がありますが、それに1%を加えたものを特例基準割合として算定することとなります。現在の短期貸出約定金利が1%であることから、右の参考の欄では1%として例示しています。延滞金は、平成25年12月31日までの本則14.6%に対し、平成26年1月1日以降は特例基準割合、これは短期貸出約定金利の1%に1%を加えた2%、それに7.3%を加算し9.3%、また、納期限後1カ月間につきましては、特例基準割合に1%を加算し3.0%となります。

3の施行期日等につきましては、施行期日を平成26年1月1日とするものです。なお、平成26年1月1日以前の期間に対応するものにつきましては、従前の本則の率を適用することとするものであります。

次ページの新旧対照表をご覧ください。ただいま説明しました内容につきまして附則の3項として追加するものであります。

それでは、議案の条文のほうに戻っていただきたいと思っております。改正条文につきましては、ただいま説明した内容を条文化したものであります。なお、附則としまして、施行期日を平成26年1月1日とし、施行期日以前の期間に対応するものにつきましては2項の経過措置を設けたものであります。

以上、改正内容をご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 100 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 101 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 101 号 津別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それではただいま上程になりました議案第 101 号津別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容をご説明させていただきます。

一般廃棄物の生ごみ処理に関しては、平成 17 年 4 月からごみ処理有料化とともに分別収集を行っており、町民の皆様のご理解とご協力により大きな問題なく今日に至っております。平成 22 年 4 月からは、大空町の生ごみも受け入れておりますが、順調に堆肥化することによって循環型資源の利用が行われておりまして、あわせて埋めるごみの質の向上化、減量化が図られているところであります。生ごみを回収する袋は、現在最少の袋を 5 リットルとしているところですが、先の 6 月定例会で篠原議員からの一般質問を受けた内容としまして、世帯構成の変化に伴い一人暮らしや夫婦だけの世帯が増え、もう少し小さな袋を用意できないかとのことでした。まちづくり懇談会

や環境衛生推進協議会等でも同様な意見が出されるところであります。袋の区分につきましては、条例で制定している内容でありますから、これらの意見を受けまして今回新たに3リットルの袋を区分に加える条例改正を来年の4月からの導入に向けましてお願いするものであります。

それでは、別途配付しております説明資料7ページ、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の新旧対照表をご覧ください。一般廃棄物に係る手数料を定める条例第8条の2の規定に関する別表です。生ごみの指定された袋の区分として、改正前「5リットル用 10円」の上に改正後として「3リットル用 6円」を追加するものであります。実際には商店等で購入する場合には、10袋単位60円となるものでございます。この金額については、現行の他の容量の金額を基本として定めております。また、大空町においては、先に平成22年の生ごみ収集開始当初から3リットルの区分が先にありまして、その手数料も同様の額でありますので、その額とするものであります。

それでは議案の条文のほうにお戻りください。ただいま説明いたしました改正内容を条文にしておりまして本文で別表の改正規定となっております。また、附則では施行期日を平成26年4月1日とするものでありまして、実際の販売も4月1日以降となります。議決後の公布から施行の間につきましては、住民への周知と取り扱い業者等関連機関との連絡協議との準備期間とさせていただきまして、さらに袋の作製と配布の期間としまして4月からの施行に万全を図りたいと存じております。

以上、条例改正にかかる議案の内容説明とさせていただきます。原案についてご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 101 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 102 号

○議長 (鹿中順一君) 日程第 9、議案第 102 号 津別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 (伊藤 同君) ただいま上程となりました議案第 102 号 津別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

昨日の提案理由の説明にもありましたとおり、活汲中学校につきましては、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止し、次年度からは津別中学校区域に統合されることとなります。この廃止統合に伴い本条例の改正が必要となりましたので、今回改正しようとするものであります。

それでは、本文の説明に入りますがお手元の説明資料 8 ページの新旧対照表に基づき説明いたします。別表第 2 条関係、(2) 中学校におきまして、改正前の 2 行目「活汲中学校」の項を削除するものであります。改正後は(2)の中学校は「津別中学校」のみの表記となります。

本文に戻っていただきまして附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行すると改めるものでございます。

以上内容の説明を申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 102 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 103 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 103 号 津別町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 103 号 津別町公園条例の一部を改正する条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

前段お断りですけれども、今回の改正内容につきまして議案にある別表の改正となるため、本來說明資料に新旧対照表を付けるべきところでもございましたけれども、今回付けておりません。ご了承いただきたいと思います。

それでは説明をいたします。改正理由につきましては、先の提案理由並びに先日の議案第 94 号で議決いただきました基金条例の制定の中でも触れておりますが、明年 4 月に道立つべつ 21 世紀の森が津別町に移管となりますことから、この施設を町の公園条例に規定し運営管理しようとするものでございます。議案にありますように改正内容につきましては、現津別町公園条例の別表第 1 で規定しております町の各公園施設に新たにつべつ 21 世紀の森を加え、位置として津別町字共和 572 番地 1 ほか、右欄の

備考欄には主要施設であります森林学習展示館をはじめとした施設を記載してございます。附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上ご説明申し上げましたので、原案にご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第103号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第104号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第104号 契約の締結について（体験交流施設新築工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） ただいま上程となりました議案第104号 契約の締結について内容のご説明を申し上げます。

昨日の提案理由でも申し上げましたとおり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、予定価格が5,000万円以上の工事請負に該

当しますことから議会の議決を求めるものであります。

1の工事の名称につきましては、体験交流施設新築工事であります。2の工事の場所につきましては、津別町字豊永40番地5であります。3の契約の方法につきましては4社による指名競争入札として12月13日に入札執行を行ったものであります。4の契約の金額につきましては1億1,707万5,000円で、うち消費税及び地方消費税は557万5,000円であります。5の契約の相手方は、網走郡津別町字共和51番地2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則と契約しようとするものでございます。

以上内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 入札結果のほうに工期が26年3月31日となっているのは、ちょっと違うのではないかと思うのだけど…。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 全員協議会のほうでもちよつとご説明をさせていただいたかと思うのですが、今回のこの施設につきましては、森林加速化整備事業に基づいて行うものでありまして、あくまでも25年度予算の執行という形になります。ですから前段としては3月いっぱいまでの契約として町のほうから繰り越しを道のほうに申請をし、その後において契約期間を変更しようとするものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第104号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 105 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 105 号 平成 25 年度津別町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課横山主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 105 号 平成 25 年度一般会計補正予算（第 8 号）につきましてご説明申し上げます。

それでは、各条項をご覧いただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入歳出予算それぞれに 6,663 万 9,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 58 億 4,609 万 3,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で説明しました事業を主なものとして歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。なお、今回の補正では、燃料費及び電気料の値上げ等に伴う補正並びに事業精査と事業完了によるものがありますが、極力説明は省略させていただき、主な補正内容について説明させていただきます。

それでは、歳出の主なものを説明いたしますので 12 ページ、13 ページをお開き願いたいと思います。最初に議会費ですが、議会運営費、旅費は、総務文教常任委員会道外視察の延期により 19 万 9,000 円の減額、委託料、会議録調製業務は、他科目への流用額及び町民公開議員研修分として 18 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。次の議会報発行経費は、ページ数の増及び臨時号発行を見込み 17 万 2,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の総務費、14 ページから 15 ページをお開きください。財政調整基金積立金は、地方財政法第 7 条に基づき前年度繰越金、積立利息及び今回補正における事業精査分等

として 7,714 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。次の減債基金積立金、公共施設等整備基金等積立金は、利息積立分の精査でそれぞれ増額補正をお願いするものです。次の庁舎等維持管理経費、備品購入費は、新規採用及び配置転換に伴う職員の椅子として 10 脚分 25 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、16 ページから 17 ページをお開きください。中段の地域おこし協力隊事業、報酬及び共済費は、隊員の赴任が遅くなったことから 119 万 2,000 円、11 万 2,000 円のそれぞれ減額、旅費、費用弁償は、隊員の道外を含む研修として 48 万 3,000 円、普通旅費は 26 年度の隊員選考用務として 16 万 9,000 円の増額、使用料及賃借料、住宅使用料は、月額確定及び赴任が遅くなったことから 76 万円の減額補正をお願いするものです。18 ページから 19 ページをお開きください。地域振興基金積立金は、積立利息の精査として 5 万 3,000 円の増額補正、次の森の健康館管理業務、修繕料は厨房機器購入のため、他科目に流用した 37 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。次の多目的活動センター管理運営経費、印刷製本費は、つべつグルメマップの印刷として 17 万 1,000 円の増額補正をお願いするものです。下段のふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税 1 件分 49 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。20 ページから 21 ページをお開きください。体験交流施設管理運営経費は、購入した施設に係る諸経費として総額 20 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。中段の公共交通対策経費、旅費は、道の総合都市交通体系調査委員に職員が任命されたことから 7 万円の増額補正をお願いするものです。次に、22 ページから 23 ページをお開きください。戸籍住民登録経費、印刷製本費は、偽造防止用紙印刷として 12 万 6,000 円の増額補正をお願いするものです。

続いて 24 ページから 25 ページをお開きください。民生費、障がい者総合支援事業経費、扶助費は、高額補装具給付対象者が発生したことから 61 万円の増額補正。次の地域生活支援事業経費、委託料は、利用者の人数に変更はありませんが、移動支援事業は利用時間の増により 14 万 2,000 円、日中一時支援事業は、利用回数の増により 63 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の心身障がい者等扶助経費、扶助費の精神障がい者交通費 9 万 1,000 円、特定患者交通費 3 万 9,000 円は、それぞれ 1 名の対象者増により増額補正をお願いするものであります。次の介護基盤緊急

整備等特別対策事業費交付金経費、補助金は、小規模多機能型居宅介護施設が特別豪雪地帯の加算を受けることとなったことから 240 万円の増額補正をお願いするものであります。26 ページから 27 ページをお開きください。国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定分、国保財政安定化支援事業分、一般事務費の減により 202 万 5,000 円の減額補正をお願いするものであります。次の介護保険事業特別会計繰出金は、地域支援包括的支援任意事業として 7,000 円の増額補正、次の介護サービス事業特別会計繰出金は、デイサービス事業の精査により 19 万 7,000 円の減額補正をお願いするものであります。次に、老人福祉扶助費等、扶助費、福祉灯油等助成事業は、灯油価格の高騰により影響が深刻となる低所得者等に対し事業を創設し助成することとして 599 万円、寝たきり老人等介護事業は、利用者増により 6 万円の増額補正をお願いするものであります。次の要援護高齢者等支援事業は、1 名の利用者増により 24 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の老人福祉施設措置経費は、利用者 1 名の増により 90 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。28 ページから 29 ページをお開きください。中段の集落維持・活性化促進事業は、講師の派遣方法の変更により委託料から報償費に組み替えるものであります。次の後期高齢者医療広域連合市町村業務経費は、療養給付費の負担金の確定により 52 万 7,000 円の減額補正、次の後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、広域連合の基盤安定負担金及び事務費負担金の精査を主なものとして 235 万 6,000 円の減額補正をお願いするものです。次に、30 ページから 31 ページをお開きください。認定こども園整備事業、ニタトレクシナイ川埋設工事は、国道の曲線緩和後に実施することとし、342 万 8,000 円の減額補正をお願いするものであります。

続いて衛生費です。下段の健康増進事業は、健康増進計画書作成のため 24 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の共同墓地整備事業は、32 ページから 33 ページをお開きください。津別共同墓地の事業完了により 100 万 4,000 円の減額補正をお願いするものであります。次の下水道事業特別会計繰出金は個別排水費の確定、事業精査により 87 万 6,000 円の減額補正、次の簡易水道事業特別会計繰出金は、事業精査により 33 万 4,000 円の減額補正をお願いするものであります。次の保健師活動経費は、今年度採用の保健師 2 名の研修旅費として 9 万 4,000 円の増額補正をお願いす

るものであります。次の一般廃棄物最終処分場管理経費、ごみ焼却施設管理経費は、事業完了によりそれぞれ減額補正をお願いするものであります。下段のごみ有料化経費は、新たに3リットルの生ごみ袋を作製することとし、26万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

続いて農林業費ですが、34ページから35ページをお開きください。中段の強い農業づくり事業は、JAつべつが事業主体で実施した平成20年度の馬鈴しょ貯蔵施設において補助金の返還が発生したことから13万円の増額補正をお願いするものであります。次の経営体育成支援事業は、農業機械導入3件の追加により280万円の増額補正をお願いするものです。次の町営牧野管理業務は、事業費の確定精査により139万5,000円の減額補正をお願いするものです。次に36ページから37ページをお開きください。愛林のまち緑資源を守る推進事業は、造林事業に係る国の補助率が高くなったことから当該事業での上乗せ補助が減少し500万円の減額補正をお願いするものであります。次に、38ページから39ページをお開きください。地域材利活用推進事業は、Jークレジット30トンの販売に係る手数料として6万3,000円の増額補正、次の丸玉産業森づくり基金積立金は、丸玉産業様からの寄附金及び積立利息の精査により499万7,000円の増額補正、基幹作業道開設事業は価格の安い使用資材に変更となったことから340万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、40ページから41ページをお開きください。土木費、下段の除雪センター管理経費、修繕料は、洗車機の修繕を主なものとして35万1,000円の増額補正をお願いするものです。42ページから43ページをお開きください。道路除排雪経費は、本年4月の降雪により既に支出した分として39万8,000円の増額補正をお願いするものです。次の道路維持作業車管理経費、修繕料は、今後の修繕を見込み7万6,000円の増額補正をお願いするものです。下段の町道整備事業、委託料72万5,000円、工事請負費307万7,000円は、事業の完了に伴いそれぞれ減額補正をお願いするものです。44ページから45ページをお開きください。中段の特定公共賃貸住宅建設整備事業は、事業の完了に伴い399万7,000円の減額補正をお願いするものです。

続いて消防費です。事務組合負担金、津別消防費は、非常用発電機バッテリー取り替え修繕の増額及び前年度繰越金の精査により334万7,000円の減額補正、共通経費

はデジタル無線施設の公債費償還元金を主なものとして 196 万 6,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、46 ページから 47 ページをお開きください。教育費ですが、津別高校振興対策事業、バス通学費は、当初予算 28 名で計上していましたが 10 名の減となっていることから 219 万 7,000 円の減額補正をお願いするものです。次の小学校施設整備事業は、津別小学校校長住宅建設工事の完了により 65 万 1,000 円の減額補正をお願いするものです。次に、48 ページから 49 ページをお開きください。下段の教務用消耗品・備品等整備経費は、津別中学校の学力テスト、知能検査及びQ-Uテストの実施により 9 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。次に、50 ページから 51 ページをお開きください。スポーツ合宿誘致事業は、今後の活動を見込み 32 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。次に、52 ページから 53 ページをお開きください。グレステンスキー場管理経費は、落雷により損傷したリフトのインバーター交換修繕として 44 万 1,000 円の増額補正をお願いするものです。次の給食センター運営経費は、新年度より実施予定の津別高校に対する給食提供に伴い温缶、保冷パック購入のため 21 万 5,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の公債費、長期債償還元金は、利率見直し方式を選択していた平成 15 年借入資金が 10 年経過により利率見直しがあったことから 49 万 8,000 円の増額補正、長期債償還利子は、利率見直し方式での元利均等償還に伴う減額及び 25 年借入利率の確定、精査により 153 万 6,000 円の減額補正をお願いするものです。

次に、諸支出金です。54 ページから 55 ページをお開きください。過年度支出、町営住宅管理経費、手数料は、平成 24 年度分町営住宅使用料の口座振替手数料が 1 金融機関に対し過年度支出となったため 1,000 円の増額補正をお願いするものです。

それでは、歳入にお戻りいただきたいと思います。4 ページから 5 ページをお開きください。町税は、歳入見込み精査により 698 万 2,000 円の増額補正をお願いするものです。次の地方特例交付金は、交付決定額の確定により 16 万 6,000 円の減額補正をお願いするものです。次の地方交付税、普通交付税は、当初予算額に対し 2 億 5,650 万 1,000 円の増額の交付決定がありましたが、既に補正を行った分を除き 72 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。分担金及負担金、老人福祉施設入所者徴収金は、

利用者1名の増により25万3,000円、へき地保育所保育料は、入所者の増、保育料所得課税区分の決定及び滞納繰越金の徴収により149万2,000円の増額補正をお願いするものです。次の使用料及手数料、使用料は、事業完了及び精査により7,000円の増額補正をお願いするものです。

国庫支出金、6ページから7ページをお開きください。民生費国庫負担金は、保険基盤安定分の確定により33万3,000円の増額補正をお願いするものです。次の衛生費国庫補助金、地域保健医療等推進事業は、臨時雇用の保健師賃金が地域保健従事者現任教育推進事業の対象となったことから61万9,000円の増額補正、社会資本整備総合交付金は、まちなか団地の家賃低廉化事業の建設評点の減により58万3,000円の減額補正をお願いするものであります。次の総務費国庫委託金は、参議院議員選挙費の精査確定により2万5,000円の増額補正をお願いするものです。次に道支出金、民生費道負担金は、保険基盤安定分の額の確定により道負担分として113万2,000円の減額補正をお願いするものであります。次の保険基盤安定分拠出金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定されたことにより90万8,000円の減額補正をお願いするものです。次の民生費道補助金、介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金は、小規模多機能型居宅介護施設の特別豪雪地帯加算として240万円増額補正をお願いするものです。次の農林業費道補助金は、経営体育成支援事業の農業機械導入に伴う補助金として280万円の増額補正をお願いするものです。次の林業費道補助金、森林整備加速化・林業再生事業は、基幹作業道開設事業の事業費確定により340万7,000円の減額補正をお願いするものであります。次の教育費道補助金、学校・家庭・地域連携推進事業は、当初小学校の教育推進員2名の計上でしたが、中学校の2名につきましても補助対象となったことから146万3,000円の増額補正をお願いするものであります。次の消防費道補助金、地域づくり総合交付金は、本年度購入した防災用備品が交付決定となったことから120万円の増額補正をお願いするものであります。次の総務費道委託金は、権限移譲事務交付金及び各種統計調査等の事業完了精査により6万6,000円の増額補正をお願いするものです。住宅費道委託金は、住生活総合調査として4万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、財産収入8ページから9ページをお開きください。利子及配当金は、各種基

金の利息精査として17万5,000円の増額補正をお願いするものです。次の寄附金、総務費寄附金は、ふるさと納税制度による寄附金1件分、教育費寄附金につきましては、北見市温山壽男様から、農林業費寄附金は、丸玉産業株式会社様からの寄附金をそれぞれ増額補正をお願いするものであります。次の繰入金、公共施設等整備基金繰入金は、ニタトレクシナイ川埋設工事の延期及び一般廃棄物最終処分場土堰堤整備工事、特定公共賃貸住宅整備事業の住宅・外構工事の事業費確定により672万8,000円の減額補正、福祉基金繰入金は、福祉灯油等購入費助成及び要援護高齢者の通院等交通費助成の増額により623万3,000円の増額補正、丸玉産業森づくり基金繰入金は、愛林のまち緑資源を守る推進事業に係る事業費の減により500万円の減額補正をお願いするものであります。次の繰越金、前年度繰越金は、繰越金残として5,211万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に諸収入、雑入、10ページから11ページをお開きください。事故共済金は、建設車両及び公用車の事故、計2件分による共済金として68万円、建物共済金は落雷により損傷したグレステンスキー場リフトに係る共済金、その他は、強い農業づくり事業のJAつべつからの補助金返還として、それぞれ増額補正をお願いするものであります。

それでは第1表にお戻り願いたいと思います。第2項の第1表につきましては、ただいま歳出、歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものであります。

以上説明いたしましたので、ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 歳出の53ページ、学校給食費の関係についてお伺いをしたいと思います。

ただいま説明では、給食センターの21万5,000円の増額につきましては来年度から津別高校対応という予算だと思いますが、現在津別高校で約70名の生徒がおられると思いますが、希望者だけ給食を対応するというところでございますけれども、約何名ぐらい希望されているのか調査されたのか、かつ、1食当たりどれぐらいを予定してい

るのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤 同君） 私のほうからお答えをしたいというふうに思います。高校のほうとの関係でございますけれども、高校のほうは、現在いる1年生、2年生について父母のほうからアンケートをとってございます。これでは大体今50%というお話を聞いておりますけれども、わからないというのがあと残りがありまして、利用しないという方は今のところいないというのが現状です。ですから、このあと本当にやるよということが決まりまして、また保護者の方にも連絡をとっていきますし、また新しい1年生についてもその辺をとっていくということにしてはいただきますけれども、今高校の見込みでは、大体85%ぐらいが利用するのではないかという見通しに立っております。給食費については、中学校の給食費276円が中学生の給食費ですけれども、この給食費で一応進めたいというふうに思っております。ただ、士幌高校の視察のときには、高校生は牛乳を飲んでないという問題がございまして、津別高校も牛乳の取り扱いをどうするかというのは今協議中でございます。もし津別高校のほうで牛乳をいらないということになると237円程度になるのではないかというふうに今試算をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 見込みとして85%ぐらいということでございますけれども、この取り組みは非常に今画期的であり、高校の来年度の状況はわかりませんが、これによって来年度の入り込みに影響が出るのかどうかお伺いしたいのと、中学校の給食と同じものを出すことなのか、メニューとして同じものなのか、高校だけの対応で考えているのか、ちょっとそれあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤 同君） お答えをしたいというふうに思います。メニューについては中学生と同じものということで特別に高校のために用意するというものは考えておりません。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤 同君） すみません、漏れました。今年度の入学に影響があるかどうか、これは参考になさっている方もいらっしゃると思いますし、父兄の方からは喜ばれているという、現家庭の父兄も含めて喜ばれているという声は私ども聞いております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 歳入の 8 ページ、16 款寄附金のところなのですが、ふるさと納税で 50 万歳入があるわけですけれども、今ふるさと納税をしていただくと、そのお礼として特産品か何かをこちらのほうから納税された方に送っていると思うのですが、今どういうシステムでやっているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） ただいまご質問のありましたふるさと納税をしていただいた方へのお礼と言ったら変ですけれども、そういう形で金額的には送料込みで 1 人の方に 2,000 円ということで予算を付けておりまして、毎年何を送るかというのを考えてやっているのですが、実際はこれまでいきますと相生の道の駅の中で何かそういうものがないかというのを選びまして地方色豊かと言ったら変ですけど、津別のものを出せるような形で送らせていただいております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） ふるさと納税していただく方は、やはり津別に思い入れを持ってきているというか津別を応援する意味で納税してくれているわけでございますけれども、確か 2,000 円程度手数料がかかるはずだと思います。それであれば費用弁償というわけではないですけれども、やっぱりそういうお気持ちに応えるためにも僕はお礼と言ったら変だと今主幹おっしゃいましたけど、僕はお礼でいいと思うのですよ。きちんとうちの町もありがたかったですというお礼という意味で、きちんと返す

べきではないかなと。金額のことは 2,000 円ぐらいと言っていましたけれども、向こう 2,000 円かかれば当然そこにうちの例えば農産物を送る場合、うちが 2,000 円分送れば向こうへ行って買えば 3,000 円分あるので、それはそれでいいかと思うのですが、ただ、私こういう話を申し上げたのは、町外の方から指摘を受けまして、うちのホームページにはふるさと納税のことが書いてあるけれども、ただふるさと納税を行った場合、それに対してお礼というか特産品をお送りしますという項目がないということで、それだけでふるさと納税を行われるわけではないと思いますけれども、ただほかの自治体のホームページを開いてみますと、そういったことがきちっと明記されておりますし、うちのやってないのなら別ですけどもやっているのであれば、やはりホームページ上にそうしたことをきちっとうたったほうがいいのではないかなと思うので、この場で申し上げておきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 佐藤議員おっしゃるとおりホームページには特に載せてないのが実態です。この趣旨に関しては、内部的にも実際これ論議いたしまして、それをメインにしているところって確かにありまして、ただ、税制的に 2,000 円以上の分は控除を受けられるという形がありまして、それを基本としてうちは 2,000 円を超えてというのはちょっとなかなか趣旨とはどうかということがありまして、現在 2,000 円ということをやっています。また、ホームページに載せることに関してもそれをあまりに主体的にやってしまうと、何ていうのですかものをあげるから寄附してみてくださいという形になるのもどうかというのも実際の論議としてあります。ただ、全国的に見ますと、それをメインにしてちょっと言い方としてはどうかと思いますけれども寄附金を集めているという、実際にそうやっているところもありまして、ちょっと来年に向けて少し考えようかという形で実は予算要求のほうも若干ですが研究し出したいというふうに考えております。

あと、ホームページにつきましても、毎年これというものを出すというものもあるかと思いますが、毎年毎年できればちょこっとずつ変えていきたいというのもありまして出していませんが、これを送るということがなくて記念品みたいなものをといたら変ですけども、そういうものを記念品というか粗品というか、そういうものを出

しますよというのは入れていこうかということは考えているところです。議員おっしゃるところ十分わかりますので、それに対応して今検討中であるということをお伝えしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） ちょっと1点お伺いをしたいというふうに思います。17ページの地域おこし協力隊の関係ですけれども、今現在相生に3名、上里に2名ということで5名が配置をされてますけれども、この中の旅費ということで16万9,000円、26年度に向けてというようなちょっとニュアンスのちょっと聞き方にとれたわけですが、ということは26年度も採用する予定があるのか、ちょっとその辺わからなかったものですかからお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 実は、当初予算のときから実は26年度に向けての基本的には2名という形で当初予算組んでいたのですが、委託費用含めて予算化はしております。実は、協力隊を募集する、今入っている人たちの募集するところでちょっとほかの人をかかえましたので、実は当初の予算、その募集の実を言うと予算もう組んでいたのですが、それが足りなくなって今回ちょっと補正させてもらったという形です。今当初予算どおり26年度に向けてまた募集するかどうかということで今最終的な協議を今月中にはある程度決めたいとは思っていますが、各原課からも実際の要望等も聞いております。その中で最終的に入れるかどうかを決定して、募集するかどうかを決定したいと思います。まだ最終決定はしていないところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 105 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 3 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 106 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 106 号 平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 106 号 平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では主に退職被保険者の療養給付費等の追加であり、歳入では保険税率の改正等による保険税の追加、療養給付費交付金の追加などを内容とする補正であります。第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に 1,911 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 4,568 万 3,000 円とするものです。

歳出のほうから主なものについてご説明申し上げますので 8 ページ、9 ページをご覧ください。款 1 総務費の一般事務経費 40 万円の減額は、レセプト点検調査員の交代

に伴う賃金の精査によるものです。次の款 2 保険給付費の退職被保険者等療養給付費は退職者医療費の増に伴い 983 万 8,000 円の追加です。10 ページ、11 ページをお開きください。款 3 後期高齢者支援金は、額の確定に伴う補正となります。次に 12 ページ、13 ページをお開き願います。款 6 介護納付金は、額の確定により 512 万 6,000 円の追加となります。款 8 の保健事業費は、事業精査による補正となります。次に、14 ページ、15 ページをお開きください。款 9 基金積立金は、前年度繰越金等による基金積立金として 282 万 3,000 円の追加となります。次の款 11 諸支出金の償還金 322 万 1,000 円の追加のうち、財政調整交付金返還金 106 万円、その下の療養給付費等負担金返還金 167 万円については、平成 22 年に実施をされました会計検査院実地検査において、国庫負担金等の過大交付が指摘をされました。これは国から交付をされる財政調整交付金及び療養給付費等負担金の算定にあたり、重度母子乳幼児等の地方単独医療費助成事業の波及増に係る減額調整率を北海道が作成をした一覧表によって適用していましたが、この算定方法が誤りであると会計検査院から指摘をされ、平成 18 年度から 21 年度の補助金等の返還が求められたものであります。これは全国の市町村で誤りを指摘され、北海道では広域連合を含む 163 市町村で返還が生じているものでありますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、歳入のご説明を申し上げます。4 ページ、5 ページにお戻りください。款 1 の国民健康保険税は、今年度医療費給付費分及び後期高齢者支援分の税率の改正を行いました。賦課額確定に伴い一般、退職分合わせまして 1,828 万 5,000 円の追加となります。款 3 の療養給付費交付金は、退職者医療分に係る交付金の精査により 1,364 万 9,000 円の追加です。その下、款 4 前期高齢者交付金は、額の確定により 284 万 4,000 円の追加となります。6 ページ、7 ページをお開き願います。款 8 繰入金金の一般会計繰入金は、所得額確定に伴い軽減世帯の減による保険基盤安定繰入金金の減額となります。次の基金繰入金は、財源補てんなど国保基金からの繰り入れを 1,661 万円減額をするものです。款 9 の繰越金は、前年度繰越金として追加をするものであります。

それでは、前の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第 1 表で整理をさせていただいたものであります。

以上ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたし

ます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 106 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案 107 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 107 号 平成 25 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 107 号 平成 25 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う減額であり、歳入では後期高齢者医療保険料の減額、低所得者対策である保険基盤安定繰入金等の一般会計繰入金の減額という内容となります。第 1 条といたしまして歳入歳出予算の総額から 161 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8,518 万 7,000 円とするものです。

歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをご覧ください。款2の後期高齢者医療広域連合納付金におきましては、広域連合事務費負担金の額の確定により事務負担金では66万3,000円の減額、保険料等負担金で95万円の減額となります。

続きまして歳入のご説明を申し上げます。4ページ、5ページにお戻りを願います。款1の後期高齢者医療保険料につきましては、当初賦課額の確定により特別徴収、普通徴収合わせまして3万6,000円の減額となります。款3の繰入金、一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金の補正となります。款4繰越金につきましては、前年度繰越金の追加となります。

それでは、第1条の第2項に戻っていただきまして、条文のほうですが第1表においてそれぞれの補正額を款項ごとに整理をさせていただきました。

以上ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第107号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 108 号 平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 108 号 平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由でもご説明いたしましたように、歳出では事業実績に伴う保険給付費の調整及び前年度繰越金の積み立てに伴う基金積立金の追加であり、歳入では賦課決定による保険料の増額及び事業費の調整に伴う国庫支出金の追加、前年度繰越金の追加などによる補正であります。第 1 条といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 50 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 7,610 万 4,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 6 ページ、7 ページをお開きください。款 2 保険給付費は、目 1 居宅介護サービス給付費で、訪問介護、訪問入浴、短期入所生活介護、短期療養介護サービスで、当初見込みよりも利用者増により 600 万円の追加、目 2 施設介護サービス給付費は、施設入所者の入院等による事業精査により 800 万円の減額となります。次の項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費については、今後の見込みにより 100 万円の追加、項 6 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費については、同じく 100 万円の追加となります。款 3 地域支援事業費は 8 ページ、9 ページをお開きください。事業精査に伴い目 2 総合相談事業費で 4 万 9,000 円、目 3 権利擁護事業費で 3 万 4,000 円の減額、目 5 総務管理費で 3 万 1,000 円の追加であります。款 4 基金積立金は、基金利息 2,000 円の追加及び平成 24 年度繰越金積立金 46 万 1,000 円の追加となります。

続きまして歳入にお戻りいただきたいと思えます。4 ページ、5 ページをお開きください。款 1 保険料は当初賦課額の確定により普通徴収分 38 万 1,000 円、滞納繰越分として 2 万 9,000 円の追加となります。次の款 3 国庫支出金、国庫負担金 18 万 7,000 円の追加と款 5 道支出金の道負担金 18 万 7,000 円の減額は、保険給付費内の予算組み替えに伴う介護給付費負担金の財源補正となります。また、国庫補助金 1 万 9,000 円

の追加と道支出金の道補助金 9,000 円、款 7 繰入金の一般会計繰入金の地域支援介護  
予防事業繰入金 7,000 円は、地域支援事業費の増に伴う補正となります。款 7 繰入金  
の基金繰入金については、介護給付費準備基金繰入金で 39 万 9,000 円を減額するもの  
です。款 8 繰越金は、前年度繰越金として 46 万 1,000 円を増額補正するものです。

では、第 1 表に戻っていただきまして、ただいま歳入歳出で説明いたしましたそれ  
ぞれの補正額を款項ごとに整理し、第 1 条の条項とするものであります。

以上ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたしますま  
す。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 108 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 109 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 109 号 平成 25 年度津別町介護サービス事  
業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

特養主幹。

○特養主幹（五十嵐正美君） ただいま上程されました議案 109 号 平成 25 年度津別

町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につきまして内容の説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由としましては、歳出では精査に伴う補正、特養、デイサービスの電気料金の値上げによる電気料の追加、デイサービス送迎業務委託に伴う賃金の減額及び委託料の追加によるものであります。歳入では、特養の利用日数の減により利用料収入自己負担分を減額、居宅ケアプラン作成料収入の追加、デイサービス事業の減額に伴う一般会計の繰入金の減額及び前年度繰越金の追加により補正予算を編成するものでございます。それでは条文をご覧ください。第1条におきまして歳入歳出予算の総額に1,000円を追加し歳入歳出予算総額を3億778万9,000円とするものでございます。第2項につきましては、後ほどご説明申し上げます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので6ページ、7ページをご覧ください。款1施設管理費、目1の特養施設運営費の委託料、業務用洗濯機保守点検の15万2,000円の減額は保証期間満了に伴い保守点検契約を結ばなくなったことにより減額するものでございます。特養施設管理経費の需用費の電気料につきましては、電気料金の値上げに伴い32万円を追加するものでございます。目2デイサービス費、デイサービス運営経費の賃金の減額57万3,000円は、送迎車運転手賃金の精査による減額と1月から3月までの送迎車運転業務を委託に変更することによる減額となります。委託料の17万円の追加については、ただいま説明いたしましたとおり1月から3月までの運転業務を委託することによるものでございます。デイサービス管理経費の需用費、電気料の18万2,000円の追加は、特養のところでもご説明しましたが電気料金の値上げに伴う増加分と今後の精査に伴うものでございます。委託料の2万4,000円の追加につきましては、年末の臨時営業に伴う施設管理委託の追加でございます。次の8ページ、9ページをご覧ください。介護支援事業費の居宅介護支援事業経費、需用費の燃料、車両用が1万円の増加、役務費、通信運搬費、電話料の2万円の増額につきましては、今後の支出見込みの精査により追加をするものでございます。

続きまして歳入にお戻りいただきまして、4ページ、5ページをご覧ください。款1サービス収入の目1施設介護サービス費収入、節1特別養護老人ホーム利用料収入の75万2,000円の減額は、利用者の利用日数の減によるものでございます。目3居宅

介護サービス計画費収入、節1 居宅ケアプラン作成料収入は、利用者の増により3万円を追加するものでございます。項2 自己負担金収入、節1 の特別養護老人ホーム自己負担分は、利用料収入と連動しまして8万3,000円を減額するものでございます。款2 繰入金につきましての19万7,000円の減額につきましては、デイサービス事業分の一般会計からの繰入金を減額しようとするものでございます。款3 繰越金につきましては、前年度繰越金の100万3,000円を追加するものでございます。

それでは条文にお戻り願います。第2項の第1表につきましては、ただいま説明しました内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第109号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第110号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第110号 平成25年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 110 号 平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では消費税の確定による追加、事業の完了に伴う精査及び経常経費の精査、防災用備品購入及び下水道補助金返還金の追加などが主なもので歳入では受益者分担金及び歳出に伴う国庫補助金の追加、一般会計繰入金の減額のほか前年度繰越金の確定に伴う繰越金及び諸収入の追加が主なものです。第 1 条におきまして歳入歳出それぞれ 257 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,500 万 9,000 円とするものです。

それでは、歳出から説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。総務費、総務管理費の総務管理経費におきまして、消費税について平成 24 年度支払消費税及び平成 25 年度中間納期消費税の納入見込みにより 22 万 5,000 円を追加するものです。管渠管理経費は財源内訳のみの補正です。マンホール内ポンプ管理経費及び処理場管理費の需用費は、今後見込み額精査によるもので、マンホール内ポンプ管理経費、電気料で 7 万 2,000 円、処理場管理費、燃料で 4 万 5,000 円、電気料で 6 万 3,000 円を追加するものです。管渠等施設整備事業（補助）8 ページ、9 ページをお開きください。委託料は事業完了によるもので 75 万 6,000 円を減額するものです。備品購入費 204 万 8,000 円の追加は、交付金事業拡大によりマンホールポンプ所災害時復旧用として発電機 1 台を購入するものです。特定環境保全公共下水道補助金返還金は、3 号污水支線管渠新設に係る津別川既設横断管渠の財産処分で 165 万円を追加するものです。個別排水管理費は精査によるもので、需用費の修繕料は浄化槽のフロア等の修繕で 42 万 3,000 円を追加し、役務費の手数料は汲み取り料が減ったことにより汚泥処理で 90 万円を減額するもので、委託料では浄化槽保守点検業務、浄化槽蓋製作業務合わせて 35 万 7,000 円を減額するものです。管渠管理経費は財源のみの補正です。10 ページ、11 ページをお開きください。マンホール内ポンプ管理経費及び処理場管理経費の電気料も今後見込み額精査によるものでマンホール内ポンプ管理経費で 5,000 円、処理場管理経費で 6 万 1,000 円を追加するものです。

歳入に戻っていただき 4 ページ、5 ページをお開きください。分担金及負担金、集

落排水受益者分担金は、達美の1件で9万9,000円を追加するものです。使用料及手数料、下水道手数料は、排水設備検査手数料で2件増えたことで2,000円を追加するものです。国庫支出金、下水道費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、事業の完了精査と防災用発電機購入によるもので64万6,000円を追加するものです。繰入金、一般会計繰入金は、歳出の精査及び前年度繰越金確定により87万6,000円を減額するもので、繰越金は前年度繰越金の確定により187万4,000円を追加するものです。諸収入、雑入は、浄化槽蓋取り替えに伴う資源物売り払いで3万円、マンホールポンプ所罹災による災害建物共済金で80万4,000円を追加するものです。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第110号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第111号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、議案第111号 平成25年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 111 号 平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり歳出では、相生浄水場テレメータ基盤故障により修繕を追加するもので、歳入では前年度繰越金の確定により繰越金の追加及び一般会計繰入金を減額するものです。第 1 条におきまして歳入歳出それぞれ 24 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,321 万円とするものです。

それでは、歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。給与費は財源内訳のみの補正です。給水施設管理経費の需用費、修繕料は、相生浄水場テレメータ故障による修繕料として 24 万 2,000 円を追加するものです。

歳入に戻っていただき 4 ページ、5 ページをお開きください。繰入金、一般会計繰入金は、歳出の修繕料及び前年度繰越金確定により 33 万 4,000 円を減額するもので、繰越金は前年度繰越金の確定により 57 万 6,000 円を追加するものです。

最初の条文に戻っていただき第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上説明申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 111 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、意見書案第 11 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6 番、藤原英男君。

○6 番（藤原英男君） [登壇] ただいま上程になりました意見書案第 11 号について提案者として趣旨説明を申し上げます。

近年、地球温暖化が深刻な環境課題となっている中で、二酸化炭素吸収・固定する森林・木材に対して大きな関心が寄せられているが、我が国においては化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源のかん養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、林業・木材産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略として位置付けて、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地においても本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の記以下 7 項目について実現するよう強く要望するものであります。

この要望書につきましては、林活議連より要請をされたものでもあります。提出先につきましては、表にありますように衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係大臣に提出をしようとするものであります。

趣旨をご理解をいただきながらご賛同いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、意見書案第 12 号 平成 26 年度地方財政の確立を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君）〔登壇〕 ただいま上程されました 26 年度地方財政の確立に関する意見書について要点のみ説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入による地方交付税総額や地方公務員給与など、政府は 26 年度の予算編成に向け削減をしようとする動きがあります。地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減の努力をしており、よって地方自治体の安定的運営を実現するため 26 年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大など下記の 7 項目について、地方自治法第 99 条の規定に基づき各関係大臣へ意見書を提出するものであります。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、意見書案第 13 号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） [登壇] 意見書案第 13 号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書について提出をしたいと思いますので、皆様のご賛同をよろしく願います。

昨日も介護保険については一般質問等でしたが、最終的には高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度の確立と、ここの分野で働く人たちの給与面、それから新しくできている 24 時間型の定期巡回・サービス等の検証をしながら新しい制度に向けての内容を十分検討していただくというようなことで意見書を提出したいと思いますので、皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、意見書案第 14 号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君） [登壇] 上程されました意見書案に対して説明をいたしますので、ご賛同方よろしく願いいたします。

今回政府が示した農業改革において、農業・農村が果たしている多面的機能に対する支払制度が創設されたことは、環境保全や地域政策を重視する世界的な農政の流れに即したものです。しかし、地域共同活動の交付要件、地方自治体の財政負担、都府県に比べて低い北海道の交付単価など課題も大変残されております。より一層また拡充が求められております。経営所得安定対策及び生産調整見直しは、5年後の生産数量配分廃止をはじめ、米直接支払交付金の大幅な削減、米価変動補填交付金廃止などが強行され、生産現場に大きな混乱をもたらしています。今回の見直しは、関税撤廃を原則とする T P P 妥結を前提としており、生産現場の実態や米計画生産の達成状況が反映されず、生産者の不安を招いております。

価格安定の要となる米直接支払交付金の半減は、米価暴落など米の安定供給を危うくし、主業的水田農家の所得減少を招くとともに、地域経済、関連産業ともに深刻な打撃を与えることが危惧されております。以下 3 項目について関係各大臣に要請するものですので、ご理解をよろしく願いいたします。

以上説明といたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 14 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、意見書案第 15 号 平成 26 年度畜産物価格決定等に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君）〔登壇〕 ただいま上程されました意見書について説明をいたします。

畜産物価格につきましては、例年 3 月に決定されていたのですが、来年度から早くなって 12 月のうち、今月のうちに一定の方向が出るような関係になりました。

そういうことで、ちょっと読み上げて説明にかえさせていただきます。北海道の酪農・畜産は、厳しい気象条件・地理的条件のもと専業経営を主体に展開し、安全・安心な畜産物を供給するとともに、国土・環境保全など多面的機能を守るため重要な役割を果たしています。また、乳業など関連企業とともに地域経済・社会・雇用を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。しかし、酪農・畜産の経営は長引く畜産物需要の減少、価格低迷、配合飼料の高止まりなど、価格安定基金の財源問題、さらに燃油・石油製品及び電気料金などの生産コストの増大により大変悪化しております。そういう中で、地域経済を守るためにも一定の価格を国で守っていただけるように関係機関に対し以下 6 項目の要望を意見書として出すものですので、皆さんのご理解よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 16 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、報告第 16 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午前 11 時 58 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方地自法第 180 条第 1 項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 17 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、報告第 17 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 0 時 1 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 18 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 26、報告第 18 号 平成 25 年度定例監査の報告につい

てを議題とします。

監査委員から、平成 25 年度定例監査の報告書が提出されたので本定例会に報告する  
ものであります。

本件についてはご了承を願います。

#### ◎報告第 19 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、報告第 19 号 例月出納検査の報告について、平成  
25 年度 10 月分を議題とします。

監査委員から、平成 25 年度 10 月分の例月出納検査について報告書が提出されたの  
で本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

#### ◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これで第 10 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 0 時 2 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員